


所管部課		総務部 文書課	部長	北田 和雄			
件名		東大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について					
			区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例					
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、番号法の趣旨を踏まえた特定個人情報の適正な取扱いを図るため、「東大和市個人情報保護条例」を改正した。</p> <p>このことにより、保有特定個人情報の開示請求等に対応するため、「東大和市個人情報保護条例施行規則」の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理責任者の規定の文言整理（第5条） ② 開示請求者の確認書類の規定の文言整理（第12条） ③ 任意代理人の確認の規定の追加（第13条の2） ④ 様式の追加及び整理 <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年10月5日（個人情報保護条例施行日と同一）。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>番号法及び個人情報保護条例の趣旨を踏まえた適正な取扱いを行うことができるようになり、市民の権利利益の増加につながる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年9月 文書課において審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。